

11 月号

2022

November

月刊

11月7日発行

Contents

会議等 (P1～)

- P1 第58回全国信用組合大会における鈴木大臣挨拶
- P3 鈴木 内閣府大臣政務官（金融担当）インタビュー
- P6 第50回金融審議会総会・第38回金融分科会合同会合、
企業会計審議会総会・第9回会計部会の開催について

政策解説コーナー (P9～)

- P9 「2022年 保険モニタリングレポート」の公表について
 監督局保険課 総括補佐 高岡 文訓
 課長補佐 榊原 秀樹
- P12 最近のヤミ金融の動向
 ～ヤミ金融との関わりを持たないために知って欲しいこと～
 総合政策局リスク分析総括課貸金業室 課長補佐 金久保 拓郎

お知らせ (P16～)

- P16 市場へのメッセージ
 ～金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告の解説～

先月の金融庁の主な取組み (P19)



←オンライン版はこちらから
<https://www.fsa.go.jp/access/index.html>

最近のヤミ金融の動向

～ヤミ金融との関わりを持たないために知って欲しいこと～

総合政策局リスク分析総括課貸金業室 課長補佐 金久保 拓郎

1. はじめに

皆さまは、「ヤミ金融」をご存知でしょうか？ドラマ化もされた「闇金ウシジマくん」という有名な漫画もあるので、何となく「怖い金貸し」というイメージを持っている人は多いと思います。

本来、貸金業（反復継続してお金を貸すこと）を行うには、行政庁に登録して、違法な高金利を取っていないか、違法な取立てを行っていないか、などの観点で行政庁の監督を受ける必要がありますが、ヤミ金融業者は、行政庁の登録・監督を受けずに、違法に貸金業を行っています。上限金利や取立てに関する規制（貸金業法等）をそもそも守るつもりがないので、お金に困っている人を探して、返済が難しそうな場合でも法定の上限金利を優に超える高金利を取る上に、「返さないと個人情報ネット上に晒すぞ」と脅すなど、ひどい取立てを行うことにより回収します。

このため、ほとんどの方は、ヤミ金融業者からはお金を借りたくないし、何の関わりも持ちたくない、とお考えになるだろうと思います。本稿は、そんな方たちのために、最近のヤミ金融の動向を知っていただき、「そんなつもりはなかったのに、ヤミ金融からお金を借りてしまっていた（個人情報を渡してしまった）。」といったことがないように、最近のヤミ金融の動向を紹介するものです。できるだけ多くの人にお読みいただき、ヤミ金融による消費者被害が1件でも少なくなることを願っております。

2. ヤミ金融業者は減っている？

20年ほど前、返済しきれないほどの借金を抱えてしまう「多重債務者」の増加が、深刻な社会問題となったことから、これを解決するため、2006年、借り過ぎ・貸し過ぎを防止するための規制を設ける、上限金利を低くするなど、貸金業法等が抜本的に改正されました。

また、貸し手への規制に加えて、政府を挙げて借り手対策も行うため、多重債務改善プログラムが決定され、

- ① **丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化**
- ② **借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供**
- ③ **多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化**
- ④ **ヤミ金融の撲滅に向けた取締りの強化**

を行うこととされました。

これらの取組みにより、多重債務者の数は、約171万人(2007年3月末)から約10万人(2022年3月末)に減少しました。また、金融庁等に寄せられたヤミ金融に関する苦情相談の件数は、ここ10年で10分の1以下に減少しているとともに、無登録・高金利事犯の検挙事件数も、この10年で3分の1程度に減少しています。これらの情報を踏まえると、少なくとも、昔ながらの、皆さんがイメージしているヤミ金融業者は、減少傾向にあるのではないかと考えられます。

しかし、ヤミ金融業者は、手を変え品を変え、ヤミ金融ではないように装って、インターネットやSNSにはびこっていると言われています。以下に、皆さまに気をつけてほしい手口を紹介します。

3. 最近のヤミ金融の手口

(1) SNS個人間融資

皆さまは、TwitterやInstagramを利用して
いるでしょうか？最近の若い人はほとんど利用
しているのではないかと思います。これらの
SNS上で、「お金貸します」、「個人融
資」などと検索すると、ものすごい数（数万
～数十万）の書込がヒットします。これらの
書込をしている人は、可愛いキャラクターを
アイコンにしたり、「個人でやってるので気軽
に連絡ください」などと言って安心させて
きますが、そのほとんどはヤミ金融です。個
人間でお金の貸し借りをを行う場合であつても、
反復継続する意思をもって金銭の貸付けを行
うことは、貸金業法上の「貸金業」に該当し、
行政庁への登録が必要です。

ヤミ金融対策として、金融庁でもこれらの
書込をチェックしていますが（下図参照）、
確認した範囲では全てが法定の上限金利を大
幅に超える、違法な貸付けを行おうとするも
のでした。また、お金を借りるために運転免
許証の画像等を提供させられるので、個人情
報が悪用されるおそれがあります。ひどい場
合だと、お金を貸すことの担保として裸の画
像を送らせる事例も確認されています。

**貸す側も、借りる側も
#個人間融資に
要注意！**

SNS等で勧誘し、お金の貸し借りを
行う「個人間融資」は、たとえ個人が行う場合であつても、
貸金業法の規定に抵触する場合があります。

貸金業法の規定

- 個人であつても反復継続する意思をもって金銭の貸付けを行うことは、
貸金業法上の「貸金業」に該当します。
※ 貸金業を営む場合は、国又は都道府県の登録を受ける必要があります。
- 不特定多数が閲覧可能なSNS等で「お金貸します」、「融資します」などと
書き込んで、契約の締結を勧めることは、貸金業法で規制されている「**貸
金業を営む目的をもって、貸付けの契約の締結について勧誘をすること**」
に該当するおそれがあります。

⇒ これらの貸金業の無登録営業、無登録業者の勧誘は、**罰則の対象**です。
貸金業の無登録営業：10年以下の懲役若しくは3,000万円以下の罰金
無登録営業による勧誘：2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金

⚠️個人間融資を利用しようと思っている方へ

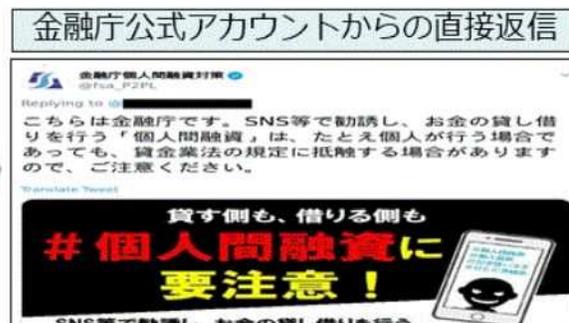
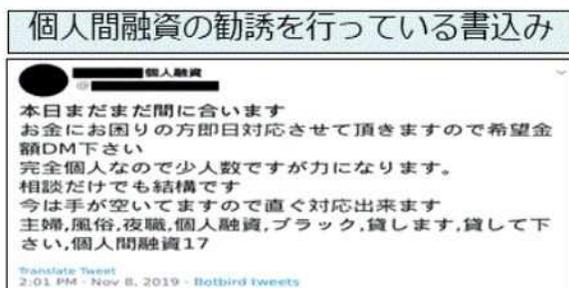
- 個人を装ったヤミ金融業者により**違法な高金利**での貸付けが行われる
- 個人情報が悪用されるなどして、**犯罪被害やトラブル**に巻き込まれる
などの危険性があります。

ヤミ金融業者による個人間融資は利用しないようにしましょう

犯罪手口の情報や被害に関する相談窓口

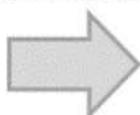
金融庁 金融サービス利用者相談室 受付時間：平日10:00～17:00 ■0570-016811 03-6251-6811 (IP電話からの場合)	日本貸金業協会 貸金業相談 紛争解決センター ■0570-051051 08-5729-3861 (IP電話からの場合)
消費生活センター等の消費生活相談窓口 ■188(消費者ホットライン)	警察 ■#9110(各都道府県警察相談ダイヤル)

○直接返信の例



○直接返信の実施状況（2022年10月末現在）

直接返信数：993件



- ・アカウントが削除又は凍結されたもの：795件
- ・ツイートが削除されたもの：56件

金融庁では、Twitter及びInstagramにおいて個人間融資の勧誘を行っている悪質な書込に対し、金融庁公式アカウントから直接返信することで、個別にも注意喚起を行っています。

皆さまにおかれては、まずは収入の範囲内で生活することを心がけていただき、お金を借りる必要が生じた場合には、絶対にヤミ金融は利用せず、正規の貸金業者等を利用してください。なお、正規の貸金業者は、以下のサイトの検索サービス（無料）で確認できます。

<https://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>

(2) 商品売買等を装った貸付け

最近のヤミ金融業者は、様々な手法を駆使して、一見して金銭の貸付けでないよう装うことがあります。代表的なのは、「後払い現金化」や「先払い買取現金化」と呼ばれている手法で、これらはいずれも、商品売買を

装っていますが、実際に行っているのは、まずお金に困っている人に対して様々な名目で金銭を交付し、その後、利息相当の金銭を加えて返還させるものです。

実際に貸金業に該当するかどうかは、個別具体的な実態を踏まえて判断する必要がありますが、商品売買を装っていても、その経済的な実態が貸付けであれば、貸金業に該当するおそれがあります（無登録で貸金業を行うと、違法なヤミ金融業者ということになります。）。怪しい業者は、絶対に利用しないでください。

また、上記以外にも、ファクタリングを装って貸付け（偽装ファクタリング）※を行うヤミ金融業者もいますので、こちらも注意が必要です。

⚠️「今すぐ現金」「手軽に現金」にご注意

即日現金化 ツケ払い商品売却で即日キャッシュバック
レビュー投稿で現金報酬GET SNS拡散で商品宣伝協力金
などの甘い言葉にご注意ください！

いわゆる後払い(ツケ払い)現金化に要注意！

特徴1 形式的には後払いによる商品売買^(※1)だが、商品代金の支払に先立ち、商品の購入者が金銭を受け取る^(※2)。

特徴2 給料日等に商品代金を支払うことになり、その商品代金と先に受け取った金銭との差額が高額。

(※1) 商品の価値と販売価格が必ずしも見合っていない。顧客も商品を購入することも目的としていない。また、契約に当たっては、業者において利用者の個人番号による審査が行われることがある。
(※2) 後払い商品代金を受け取る前に、商品代金と同等の金額を先に受け取る。この金額は、商品代金と同等の金額を支払われることが多い。

形式的に商品の売買等であっても、その経済的な実態が貸付けであり、業として行う場合には、貸金業に該当するおそれ^(※)があります。^(※) 個別具体的な実態を踏まえて判断する必要があります。
貸金業登録を受けずに貸金業を営む者は、違法なヤミ金融業者（罰則の対象）です。

▶ その後の高額な支払によりかえって経済的生活が悪化し、多重債務に陥る危険性があります。
▶ 取引で提供した個人情報が悪用されたり、ネット上でさらされるなど、トラブルや犯罪被害に巻き込まれる危険性もあります。

日本貸金業協会 | 金融庁 | 警察庁 | 消費者庁

商品の買取りをうたって高額な違約金を請求する悪質な業者にご注意ください！

高額な違約金（キャンセル料）を支払う前提で、商品買取業者からお金を受け取っていませんか？
そのお金、ヤミ金融からの借金かもしれません！

いわゆる「先払い買取」現金化に要注意！

特徴1 商品売買^(※1)を装っているが、契約の解除（キャンセル）を前提としている^(※2)。

特徴2 違約金（キャンセル料）名目の金銭が高額。

(※1) ネット上の商品（スマホ、ゲーム機等）の画像など、利用者の手元でない商品を対象とすることが多い。また、業者側から商品画像が提供されることもある。
(※2) 業者は実際に商品を買取るつもりはないため、対象の商品の価値に関心はなく、契約に当たっては、主として利用者の収入等による審査が行われる。

▶ 後々の高額な違約金（キャンセル料）名目の金銭の支払いによりかえって生活が悪化し、多重債務に陥る危険性があります。
▶ 取引で提供した個人情報が悪用されたり、ネット上でさらされるなど、トラブルや犯罪に巻き込まれる危険性があります。

⚠️ 商品売買を装っていても、その経済的な実態が貸付けであり、業として行う場合には、貸金業に該当するおそれ^(※)があります。
(※) 個別具体的な実態を踏まえて判断する必要があります。
貸金業登録を受けずに貸金業を営む者は、違法なヤミ金融業者（罰則の対象）です。^{(10年以下の懲役もしくは3,000万円以下の罰金またはその併科(貸金業法第47条第2号))}

日本貸金業協会 | 金融庁 | 警察庁 | 消費者庁

※ ファクタリングとは、事業者が保有している売掛債権等を期日前に一定の手数料を徴収して買い取るサービス（事業者の資金調達の一手段）であり、法的には債権の売買（債権譲渡）契約です。

最近では、ヤミ金融業者が、ファクタリングを装って、債権を担保とした違法な貸付けを行っている事案（いわゆる「偽装ファクタリング」）が確認されています。

4. 最後に

ヤミ金融の最近の動向について、皆さんはご存知でしたでしょうか？上記3.に記載したものがヤミ金融のおそれがあることを知らない、ヤミ金融には関わりたくないと思っていたのに、つい連絡を取ってしまうということがあるかもしれませんので、気をつけていただくとともに、周りの方にも教えてあげてください。

また、お金に困っていると、ヤミ金融と知っていても、目先の現金欲しさについて手を出してしまいそうになるかもしれませんが、過酷な取立てや違法な高金利により、あなたの生活が破たんするおそれがありますので、ヤミ金融は絶対に利用しないでください。借金返済に困ってヤミ金融を利用したくなってしまう場合は、まず、多重債務相談窓口（以下URL）に相談してください。

<https://www.fsa.go.jp/soudan/>

なお、浪費癖やギャンブル依存により、つい借金してしまうという方には、貸付自粛制度といって、自らを自粛対象者とする旨を日本貸金業協会に対して申告することにより、ご本人が貸金業者に対し金銭の貸付を求めてもこれに応じないこととするよう求めることもできますので、こちらの制度の活用もご検討ください（具体的な手続きについては以下URL参照）。

<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>

～経営者の皆様～ その**資金調達** 大丈夫ですか？

中小企業の経営者を狙い、売掛債権等を譲渡して資金を調達する「**ファクタリング**」を装って、貸金業登録のない業者が、債権を担保とした違法な貸付けを行っている事案が確認されています。



被害が疑われる事例



- 債権の買取代金が、債権額に比べて著しく低額であったり、高額な手数料が差し引かれる
- 契約書に「売買契約」であることが定められていない
- 譲渡した債権の回収(集金)が売主(あなた)に委託されており、回収することができなかった場合に、売主による債権の買戻しや買主(買取業者)による償還請求が行われることになっている

あやしいと感じたら、裏面の相談窓口にご相談ください。



金融庁では、最近のヤミ金融の手口を紹介するリーフレットを作成し、広く注意喚起を行っています。

(後払い現金化に関する注意喚起)

https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/cashing_chuui.html

(先払い買取現金化に関する注意喚起)

https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/cashing_chuui2.html

(偽装ファクタリングに関する注意喚起)

<https://www.fsa.go.jp/user/factoring.html>

(SNS個人間融資に関する注意喚起)

https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/kinyu_chuui.html

金融庁は、ヤミ金融による消費者被害を1件でも多く予防するため、今後も、ヤミ金融の注意喚起に関する周知・啓発を積極的に行ってまいります。